

第 3 次
宮若市子ども読書活動推進計画

令和 7 年 1 月

宮 若 市 教 育 委 員 会

第3次宮若市子ども読書活動推進計画

目次

I はじめに	1
(1) 背景	1
(2) 国、県の動向	2
1) 国の動向	2
2) 福岡県の動向	5
(3) 市の現状と利用状況	7
1) 市の概況	7
2) これまでの取組	8
3) 取組の成果と課題	10
4) 市立図書館の現状と利用状況	15
5) 読書活動に関するアンケート調査	19
II 計画の基本的な考え方	23
(1) 計画の目標及び指標と基本方針	23
(2) 計画の位置付け	24
(3) 計画の期間	24
(4) 計画の取組と全体像	25
III 推進のための取組	26
(1) 家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館に おける子どもの読書活動の推進	26
1) 家庭・地域	26
2) 学校	27
3) 保育所・幼稚園・認定こども園	28
4) 市立図書館	28
(2) 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力	29
(3) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及	29
● 用語解説	31
● 資料1：子どもの読書活動の推進に関する法律	32
● 資料2：宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	34
● 資料3：宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会	36

I はじめに

(1) 背景

読書は、その活動を通じて子どもの読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を習得していく上で極めて重要なものです。

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、社会情勢や様式が急激かつ複雑に変化していくなかで、生涯にわたって自発的に学び、生きる力を身に付けていくことが求められ、学校では GIGA スクール構想^(※1)により児童生徒1人1台端末が整備され、教育活動において加速度的に情報教育が進められています。読書離れが進むなか、断片的な情報に受け身になることなく、必要な情報を効果的に活用する能力を育てるためにも、読書活動が ICT^(※2)とうまく関わり合うことで、相乗的な効果を生み出せる仕組みを検討しなければならない時期にきています。

本市では、平成27年3月に、学校・家庭・地域それぞれの読書環境づくりを進めていく活動の指針となる「宮若市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～平成31年度）「宮若市子ども読書活動推進計画（改訂版）」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

その後、国において、学習指導要領の改訂等による学校における読書環境の整備や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）が定められ、福岡県においては、令和5年に「第4次福岡県子ども読書推進計画」が策定され、子どもの読書活動の推進を図っています。

本市におきましても、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化を踏まえるとともに、子どもの読書活動の推進を図るため、このたび、「第3次宮若市子ども読書活動推進計画」の策定を行いました。

本計画は、子どもたちの読書活動の更なる推進の指針とするため、これまでの基本方針を継承しながら、今後5年間にわたる施策の取組を定めたものです。

(2) 国、県の動向

1) 国の動向

【平成 11 年度】「子ども読書年に関する決議」

平成 11 年 8 月に衆議院・参議院において「子ども読書年に関する決議」が行われました。衆議院の決議文において、「本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。」と示されています。加えて、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年（西暦 2000 年）が子ども読書年と定められました。

【平成 13 年度】「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、第 2 条（基本理念）で「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と謳われています。また、第 8 条の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、第 10 条の規定において 4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められています。

【平成 14 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）

子どもの読書活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、平成 14 年 8 月に環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

【平成 17 年度】「文字・活字文化振興法」

平成 17 年 7 月に「文字・活字文化振興法」が施行され、第 11 条において「国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける」と定義され、10 月 27 日が「文字・活字文化の日」と定められました。

【平成 18 年度】「教育基本法、学校教育法、図書館法改正」

教育基本法は、昭和 22 年 3 月に制定されてから半世紀以上が経過し、この間日本の社会は大きく変化しました。このため、平成 18 年 12 月に改正教育基本法が制定され、現在の日本社会に求められる教育の基本について定められています。

また、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることについても規定しています。加えて新しい教育基本法に整合するかたちで学校教育法、図書館法においても改正が行われています。

【平成 19 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次基本計画)

第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成 20 年 3 月に第二次基本計画が定められました。

【平成 20 年度】「国民読書年に関する決議」

「国民読書年に関する決議」が、平成 20 年 6 月に衆参両院全会一致で採択され、「文字・活字文化振興法」の制定・施行 5 周年にあたる平成 22 年を「国民読書年」に制定し、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることが盛り込まれました。

【平成 25 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画)

第二次基本計画策定後の子どもの読書活動に関する状況等を踏まえ、平成 25 年 5 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次基本計画)が定められました。

【平成 25 年度】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

平成 26 年 1 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することが定められています。

【平成 26 年度】「学校図書館法の一部を改正する法律」

平成 26 年 6 月には、学校図書館法の一部を改正する法律が衆参両院全会一致で可決され、学校司書が初めて法律上に位置付けられることとなりました。

【平成 28 年度、平成 29 年度】「学習指導要領の改訂等」

平成 29 年 3 月及び平成 30 年 3 月に学習指導要領の改訂等がなされ、総則において学校図書館を計画的に活用し、読書活動を充実することや地域の図書館等を活用し、学習活動を充実することが規定されています。また、幼稚園教育要領では、絵本や物語等に親しみ、言葉遊び等を通じて言葉が豊かになるようにすること等が規定されています。

【平成 30 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次基本計画)

平成 30 年 4 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次基本計画)が策定され、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成、友人同士で行う活動等を通じた読書への関心を高める取組の充実など、これにより今後おおむね 5 年間における施策の基本的方針と具体的な方策が定められています。

【令和元年度】「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)

令和元年 6 月に、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することが出来る社会の実現を寄与することを目的とし施行されています。

【令和 2 年度】「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(読書バリアフリー基本計画)

読書バリアフリー法による施策のより一層の充実を図るため、令和 2 年度から令和 6 年度を対象期間とする計画が策定されています。

【令和 3 年度】「第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」(第 6 次学校図書館計画)

令和 4 年 1 月、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とする第 6 次計画が策定されました。計画に基づいて地方財政措置が講じられ、公立小中学校等の学校図書館の整備充実を目指しています。

【令和 4 年度】「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次基本計画)

令和 5 年 3 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等子どもたちを取り巻く環境が大きく変化した第四次基本計画期間内の成果や課題等を検証し、施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにする第五次計画が定められています。

平成 12 年以降、子どもの豊かな人間性と創造性を育むため「子どもの読書活動」に関する法律等の整備が進められてきました。

また「子どもの読書活動に関する基本的な計画」も第五次基本計画が策定され、今後も「子どもの読書活動」が推進されることとなっています。

2) 福岡県の動向

福岡県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、以後、取組の成果と課題を踏まえて2度にわたって改訂され、令和5年3月の国の第五次計画の策定を受けて、令和5年12月、第四次計画として策定され、以下の4つを柱とした県内の子どもの読書活動の推進を図っています。

施策に共通して、全ての子どもがそれぞれの個性と発達段階に応じて自主的な読書活動ができるような環境の整備を目標としています。

基本方針	概 要
1. 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進	・ 家庭の役割 ・ 家庭における読書活動の推進 ・ 図書館における読書活動の推進 ・ 公民館における読書活動の推進 ・ 児童館等における読書活動の推進 ・ 保健所・保健センター等との連携 ・ 地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携 ・ 学校における読書活動の推進 ・ 教職員を対象とした読書推進研修会の実施 ・ 幼稚園や保育所等における読書活動の推進 ・ ボランティア団体等の連携促進 ・ 公共性が高い活動への支援
2. 施設・設備等の環境の整備・充実	・ 県立図書館における子ども向けサービス等の充実 ・ 市町村図書館（室）の整備促進 ・ 豊富で多様な図書資料の整備 ・ 移動図書館車の整備推進 ・ 図書館の情報化 ・ 児童室や児童コーナー等の環境の整備・充実 ・ 青少年向けサービスの充実 ・ 障がいのある子どもへの環境の整備・充実 ・ 日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス ・ 学校司書の適切な配置、研修の充実 ・ 学校図書館の役割 ・ 学校図書館図書の計画的な整備促進 ・ 学校図書館施設・設備の整備・充実 ・ 学校図書館の情報化 ・ 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立 ・ 読書ボランティア等の人材の活用 ・ 学校図書館の開放 ・ 読書に親しむ環境の整備・充実 ・ 発達段階に応じた図書の選定 ・ ボランティアの活躍

3. 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	・ 図書館間の連携・協力 ・ 図書館の広域ネットワーク化 ・ 学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進 ・ 学校・家庭・地域と連携した取組の促進 ・ 学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化 ・ 大学図書館等との連携・協力
4. 子どもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	・ 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を中心とした事業の実施 ・ ホームページやSNSを活用した啓発広報の推進 ・ あらゆる機会を通じた啓発広報の推進 ・ 優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰 ・ 市町村における表彰 ・ 優良図書の家庭・地域への周知・普及 ・ 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介

(3) 市の現状と利用状況

1) 市の概況

①市の位置・情勢

本市は、福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置し、九州自動車道（若宮インターチェンジ）を利用すると両都心に約40分でアクセスすることができます。

市の面積は139.99km²で、市の西部から南部にかけては、西山や犬鳴山、菅嶽（すがだけ）、鉾立山（ほこたてやま）、笠置山などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、市の中央を東へ貫流する犬鳴川と八木山川に流れ込む支流があり、その流域に農地や市街地が形成され、水と緑に恵まれた地域となっています。

②人口

人口は令和6年3月末の時点では26,383人で、そのうち18歳以下の人口は3,947人（全体の15.0%）となっており、平成31年3月末時点より人口は1,708人、18歳以下の人口は526人（0.9%）減少しています。

2) これまでの取組

以下に本市のこれまでの取組を示します。

計画名	概 要
宮若市まちづくり計画 (新市建設計画)	まちづくりの基本方針のなかで、「豊かな心を育むまちづくり」として、生涯学習の推進を掲げています。 生涯学習の推進は、生涯学習推進体制の確立を目指し、図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設を整備するとともに、既存の公民館など身近な施設のネットワーク体制の確立、指導者の育成などに取り組むことが示されています。
図書館を核とする生涯学習 拠点施設整備基本計画 (平成 18 年策定)	「あらゆる世代が生きがいをもち、自己実現を目指して自由に学ぶことができる環境をつくるため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制の確立と図書館を核とした生涯学習の拠点となる施設の整備」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 基本構想 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 29 年度 (10 年間))	本市の 5 つの基本目標を掲げています。 1) 多様な産業の集積による自立したまち 2) 農業・観光による人と自然がふれあうまち 3) 人が健やかに育つ、心安らぐまち 4) 市民一人ひとりの思いが集うまち 5) 市民と協働でつくるまち
第 1 次宮若市総合計画 前期基本計画 (計画期間：平成 20 年度～ 平成 24 年度)	前期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の主要事業として、生涯学習施設の整備・有効利用を掲げており、「市民が豊かで充実した生活をしていく上での生涯学習の機会や場所の充実を目的に、図書館を核とする生涯学習拠点施設を整備します。」と示しています。
第 1 次宮若市総合計画 後期基本計画 (計画期間：平成 25 年度～ 平成 29 年度)	後期基本計画第 5 章第 3 節で、生涯学習の推進の基本方針として「市民との協働による多様な生涯学習を通じて、自己の向上と幅広い交流を推進するとともに、学習の成果を地域社会に生かすことができるまちを目指します。」と掲げています。また、主要事業として、宮若リコリスを核とする生涯学習の充実、図書館機能の強化等を掲げています。

第2次宮若市総合計画 基本構想 (計画期間：平成30年度～ 令和9年度(10年間))	本市の基本目標を「市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して」とし、基本的施策に「宮若リコリスなどの生涯学習拠点を有効活用し、多様な学習機会の創出と市民の自主的な活動を支援します」と掲げています。
第2次宮若市総合計画 前期基本計画 (計画期間：平成30年度～ 令和4年度)	前期基本計画第5章第3節で、生涯学習の推進の施策目標として「生涯学習センター「宮若リコリス」を中心に、幅広い年代の市民が学びを通じて自己実現のできる生涯学習環境を作ります」と掲げています。また、今後の主な施策として、「図書館を活用した読書活動の充実」を掲げています。
第2次宮若市総合計画 後期基本計画 (計画期間：令和5年度～ 令和9年度)	後期基本計画基本的施策5 施策の大綱3「生涯学習の推進」とし、ニーズに応じた図書館環境の充実に努め、市立図書館と学校図書館などが連携し読書活動を推進するとともに、幼少期からの読書の重要性や関心の向上に努めることを基本計画として掲げています。



3) 取組の成果と課題

「宮若市子ども読書活動推進計画（改訂版）」で推進した取組の成果や課題は以下のとおりです。

1 家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域

① ブックスタート事業

4ヶ月児健診の際、対象の親子に絵本を通した親子のふれあいの大切さを伝えるため、「ブックスタートパック」として図書館司書が子育て世代の声を聴き、選書した絵本2冊を配布しています。平成27年度の配布率は89%でしたが、令和5年度には対象者ほぼ全員の97%が受け取っており、絵本を通して親子の時間を共有することへの関心の高さを読み取ることができます。また、健診会場である保健センターは「本旅」対象施設であり、本の定期的な入れ替えなどを行うことで子育て世代が本に親しみやすい環境を整えています。

② 家読（うちどく）の推進

宮若市では平成29年度よりスタートし、装備や利用方法など、利用者のニーズにあわせ改善しながら取組を進めてきました。その結果、平成29年度は11セットの貸出でしたが、令和5年度には164セットが貸し出され、利用は増加傾向にあります。この取組は家庭教育支援の一環としても位置づけられており、引き続き、本を介して家族のコミュニケーションを深めることができる有用な取組としてより一層の内容の充実をめざします。

③ 家庭における「子ども読書の日」の推進

「子ども読書の日（4月23日）」や「子ども読書週間（4月23日～5月12日）」にあわせ、本とのふれあいを促すための取組を行っています。増大するテレビやインターネット視聴の時間を減らすきっかけとなるよう、また、本が好きという子どもを増やすことを目標に、本の魅力を伝える取組に努めました。令和5年度には、来館者に思い出の本等を紹介してもらうブックタワーの設置など、図書館イベントを実施しました。

アンケート調査において、「本を読まない」と



◀来館者の思い出の本などを紹介したブックタワー

回答した児童生徒のなかで、「テレビを見るから」「パソコンやゲームをするから」という理由の小学校高学年及び中学生の割合が、前回調査時に比べると増加しています。また、同様に「本が好きではないから」という理由で「本を読まない」割合についても、前回調査時より大きく増加しています。

教科書のデジタル化など教育活動において ICT が必要不可欠となるなかで、子どもの読書活動においても ICT を切り離すことは難しく、むしろ相乗的な効果を生み出す取組を検討していく必要があります。今後は、ICT の活用も検討しながら、子どもがそれぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で主体的に読書活動を行うことができる取組が必要です。

④ 読書ボランティア^(※3)の活動支援

読書ボランティアとして活動しているグループとの情報交換等を行いました。ボランティアとしての人材確保や技術向上のため、グループとの積極的な交流が必要です。



▲ボランティアお手製の布絵本

(2) 学校

① 読書活動の機会の充実

各学校において児童会や生徒会での読書活動を推進する独自の取組や、朝読書や読書ボランティアなどによるおはなし会、読み聞かせなどの取組が進められています。また、学習指導要領において学校図書館の計画的利用が位置付けられていることから、積極的に学校図書館活用が進められており、本に触れることで、読書活動の機会の充実が図られました。

② 市立図書館との連携

学校のニーズに応じた貸出を行うため、学校の授業等で活用する本のリスト作成や、小学校の依頼にもとづいて市立図書館司書が選書し、本を貸し出す貸出文庫を実施しました。また、中学生がお勧めする本を紹介する POP の募集は、中学校と協力して取り組み、たくさんの応募をいただきました。今後は、読書リーダー養成講座や調べる学習コンクールについても、学校と協力して子どもたちに広く周知し、参加を促していきます。

③ 読書環境の整備

学校図書購入については、児童生徒の要望も考慮した購入計画を立て、予算措置に応じて各学校にて購入しています。また、学校司書を各学校に配置し、児童会や生徒会と連携して学校図書館の蔵書整理や季節や行事に応じた掲示物等を

作成し、児童生徒の来館を促す取組を行っています。

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園

① 絵本の読み聞かせ等の活動の推進

行事を活用して、教諭や保育士、保護者や読書ボランティアによるおはなし会や読み聞かせを実施し、絵本にふれ、絵本の楽しさを伝える活動を行っています。

② 絵本等の充実

年齢ごとに、発達に応じた絵本を購入するなど、子どもが読書に親しむことができる読書環境づくりに努めています。

(4) 市立図書館

① 市立図書館の充実

ふるさと納税を活用した児童書の購入を継続して行いました。また、読書ボランティアが作成した布絵本の貸出や、ヤングアダルト^(※4)コーナーにおいて中高生にむけた企画展示を行いました。

② 市立図書館行事の充実

子どもたちに本と出会える機会をつくるため、読書ボランティアや絵本コンシェルジュ、図書館司書による「おはなし会」を月に3回程度実施しています。令和元年度には年間546人の参加がありましたが、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は中止、令和3年度より規模を縮小して再開しましたが、令和5年度の参加者は年間229人にまで減少しています。コロナ禍で「おはなし会」を中止していた間、家庭での読み聞かせを推進するため、市立図書館司書が選んだ絵本を紹介する「おうちでよみきかせ」を発行しました。

また、「おひざでだっこ」や「英語でよみきかせ」など趣向を凝らしたよみきかせイベントや、リコリスこどもまつりと連携した図書館主催イベントを実施し、図書館への来館を促しました。



▲おひざでだっこ

③ 子どもの読書活動への支援

子どもや保護者へのレファレンスサービス^(※5)のほか、本を身近に手にする機会を増やすため、市内の公共施設や医療機関に本棚を設置する「本旅」事業を行っています。令和5年度においては13施設に設置し、2ヶ月に1回程度本を入

れ替えています。

④ 市立図書館司書の研修

図書館司書は、図書館資料の選書や収集、読み聞かせ等の図書館イベントの企画立案などさまざまな取組みを行っていることから、さらなる資質向上のため、研修会等へ参加し専門知識や技術の習得に努めました。

2 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

① 貸出文庫

年 2 回、小学校の依頼にもとづき、市立図書館司書が選書した本の貸出を行いました。

② 市立図書館司書の派遣

コロナ禍において学校図書館開館時間が減少したことにより、図書館司書を派遣して実施する学校の読書活動の取組が減少しました。

③ 市立図書館と学校図書館の連携

図書館司書と司書教諭、学校司書が互いの取組を情報共有することで、連携を深めています。また、調べ学習や授業に役立つ本をセットにしたブックパックの貸出、教員が事前学習のため授業に関連する本を貸し出すサービスなどを行っており、活用が増えています。



④ 小学生読書リーダー養成講座

学校や地域で中心となって読書活動を推進する読書リーダーを養成するため、市立図書館主催により、図書館の業務や読み聞かせの体験など読書の楽しさや面白さを伝える講座を行っています。広報等で参加者を募っていますが、コロナ禍以降参加

▲小学生読書リーダー養成講座
が、コロナ禍以降参加

が少ないことが課題です。

⑤ POPの募集及び展示

中学生の読書推進を目的とし、市内中学校司書と協力して、毎年作品を募集しています。各賞を設けて、読書への興味関心を図っています。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

① 図書館新聞「てとて新聞」の発行

図書館への理解を深め図書館の現状を地域の方々に知ってもらうために、図書館司書おすすめ本や図書館イベント情報を掲載した図書館新聞「てとて新聞」を発行しています。令和5年度までは2ヶ月に1度でしたが、令和6年度より毎月発行しています。また、中学生向けの新聞「としょかんでまちあわせ」を毎月発行し、学校を通じて生徒に配布しています。

② 広報紙「宮若生活」での新刊書案内

毎月発売される新刊の中から図書館司書が選書した本の紹介に併せ、市立図書館イベント情報など掲載しました。また、図書館システムの更新にあわせて公式ホームページをリニューアルし、本の予約や延長、団体貸出など利用者のさらなる利便性を図りました。

③ 家庭における「子ども読書の日」の推進〈1（1）③再掲〉

④ 児童生徒の市立図書館見学、職場体験の取組

小学生の市立図書館見学や中高生のキャリア教育の一環である図書館職場体験活動の受け入れを行い、市立図書館を身近に感じることで、図書館の活用や読書活動のさらなる普及に努めました。



▲職場体験活動



図書館本館館内▲▶



4) 市立図書館の現状と利用状況

■ 宮若市立図書館（本館・分館）

本市の各種計画に基づき、「住民が交流し新しい文化を創造する」ことを基本理念として、宮若市生涯学習施設を整備しました。

平成23年4月に図書館の分館を若宮コミュニティセンター（愛称：ハートフル）内に設置し、平成24年5月に宮若市生涯学習センター（愛称：リコリス）内に市立図書館の本館を開館しました。

○ 宮若市立図書館概要

名 称	宮若市立図書館本館 (リコリス)	宮若市立図書館分館 (ハートフル)
所 在 地	福岡県宮若市宮田6番地1	福岡県宮若市福丸272番地1
延床面積	図書館部分 1,450 m ²	図書館部分 174 m ²
開 館 日	平成24年5月	平成23年4月
開館時間	午前10時～午後6時 (木曜 午後7時)	午前10時～午後6時
蔵 書	156,883 冊 (R6.3 現在)	31,814 冊 (R6.3 現在)

○ 児童書の所蔵数（令和6年3月末現在）

	所蔵数	児童書の所蔵数	児童書の割合
図書館本館（リコリス）	156,883 冊	44,745 冊	28.5%
図書館分館（ハートフル）	31,814 冊	11,025 冊	34.7%
合 計	188,697 冊	55,770 冊	29.6%

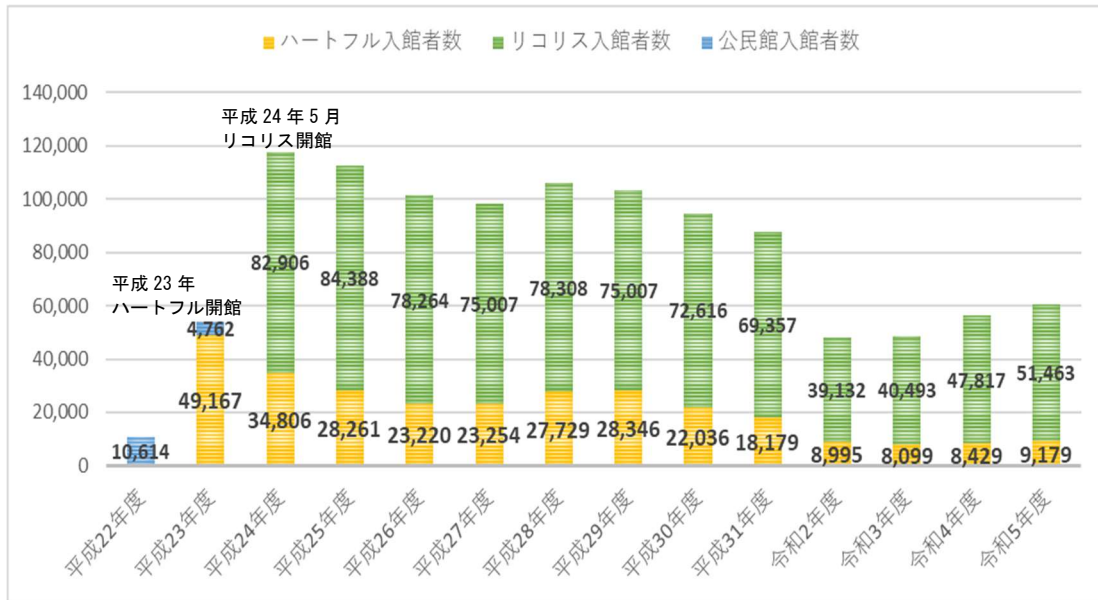
○ 18歳以下の人口1人あたりの児童書の冊数：14.1冊

○ 登録者数（令和6年3月末現在）：12,469人

■ 入館者数及び貸出冊数、貸出人数

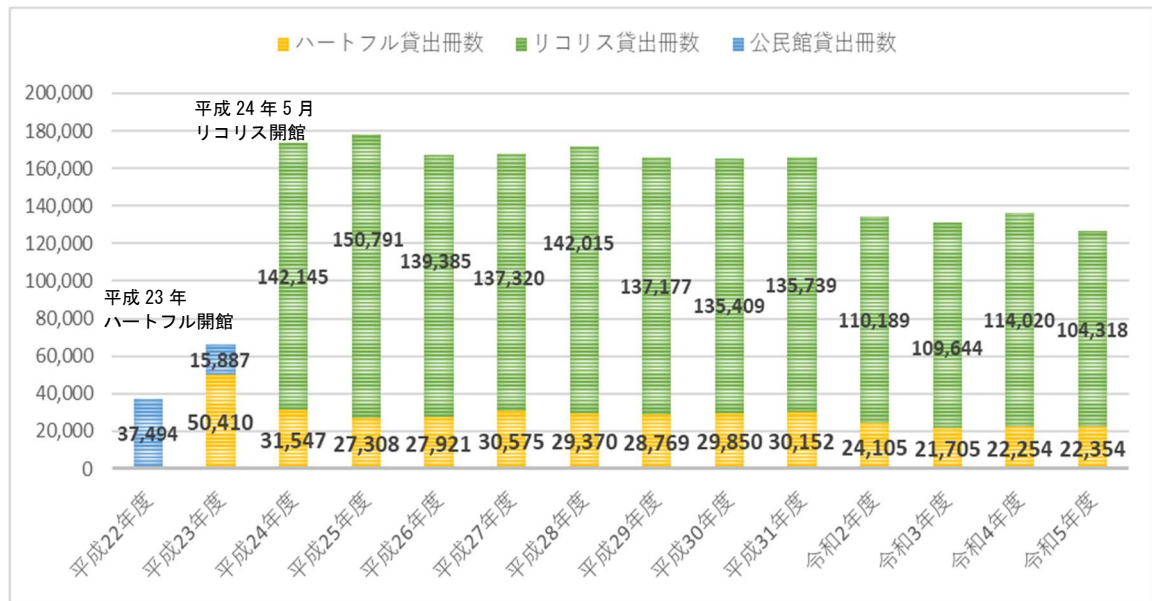
※平成 22～23 年度は公民館図書室のデータを示しています。

図書館入館者数推移グラフ



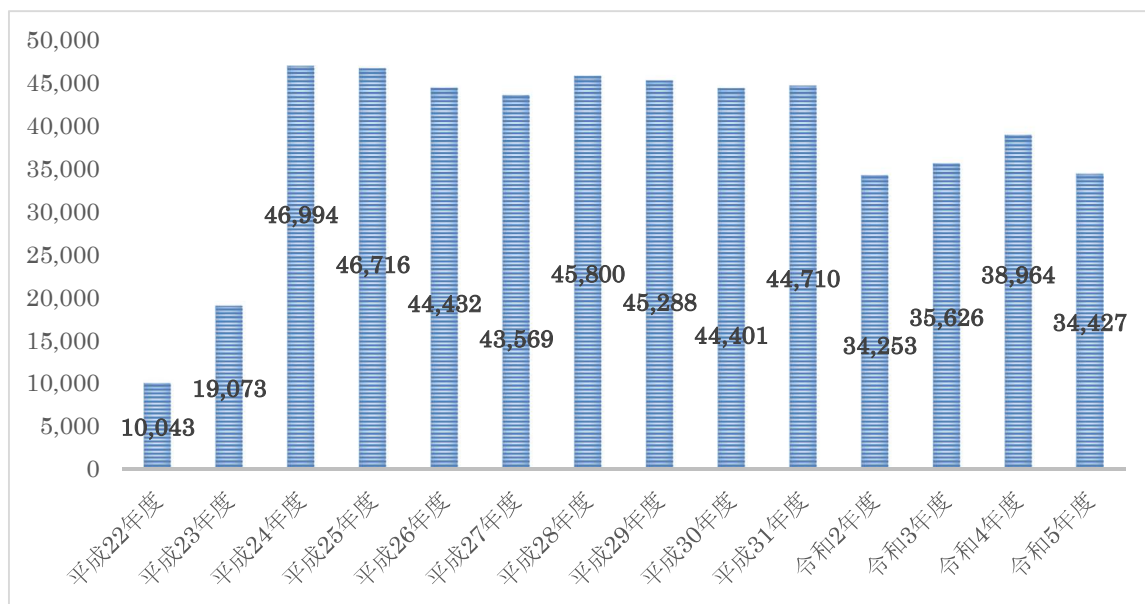
- 入館者数は、平成 23 年度のハートフル開館、平成 24 年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成 24 年度以降）横ばいで推移しています。

図書館貸出冊数推移グラフ



- 貸出冊数は、平成23年度のハートフル開館、平成24年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成24年度以降）横ばいで推移しています。

貸出人数推移グラフ



- ・ 貸出人数は、平成 23 年度のハートフル開館、平成 24 年度のリコリス開館を契機に急増し、その後（平成 24 年度以降）横ばいで推移しています。

ハートフル及びリコリスの開館は、住民にとって図書館利用に関する大きな契機となっています。潜在的なニーズに応えたものと考えられ、両館の貸出冊数及び貸出人数からも継続的な利用状況をうかがうことができます。

5) 読書活動に関するアンケート調査

【調査概要】

① 調査の目的

令和6年7月、就学前の子どもの保護者、小中学校の児童生徒の読書の実態や読書環境を把握し、「第3次宮若市子ども読書活動推進計画」の策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

② 調査の対象

- ・就学前の子どもの保護者
- ・小学校低学年（2年生）
- ・小学校高学年（5年生）
- ・中学生（2年生）

③ 配布・回収期間

就学前の子どもの保護者 令和6年6月24日～7月8日

小学生・中学生 令和6年6月14日～28日

④ サンプル数

		配布数	回収数	回収率	
①	就学前の子どもの保護者		588	153	26.0%
②	小学生低学年		203	190	93.6%
③	小学生高学年	小学生	224	176	78.6%
	・中学生	中学生	219	169	77.2%
計			1,234	688	55.8%

【調査結果概要】

「第3次宮若市子ども読書活動推進計画策定のための実態調査」結果より特筆すべき調査結果を以下に示します。

① 就学前の子どもの保護者

読み聞かせについて

ほぼ全ての回答者が読み聞かせを行っており、前回（平成26年）調査時よりも読み聞かせを行っている頻度が高くなっていますが、読み聞かせに使う本は、図書館や保育所等で借りるよりも購入する割合が高くなっています。読み聞かせを行うことで、「子育てが楽しくなった」「子どもとふれあいの時間が増えた」との回答割合が前回調査時より高くなっています。また、小中学生の調査においても、7割以上が小さい頃読み聞かせをしてもらった経験があると回答しています。

市立図書館の利用の有無

読書が「好き」「どちらかというとき」と回答した割合が83.1%にもかかわらず、市立図書館を利用したことがある人は6割に満たない結果となりました。

子どもがもっと本を読むようになるには

「子どもが小さい頃から親が本の読み聞かせをする」と回答した割合が、73.9%と、最も高い結果となりました。また、前回調査時より「親自身が読む」「家で『読書の時間』をつくる」の割合が高くなっています。

② 小中学生

読書の好き・きらい

「すき」「まあまあすき」の回答の割合は、小学校低学年が82.1%、小学校高学年・中学生が78.5%で、前回調査時（86.3%、86.1%）より低くなっています。また、「きらい」の回答の割合が、小学校低学年は10.0%、小学校高学年・中学生は7.2%で、前回調査時（2.4%、2.4%）より高くなっています。

読む本はどのように準備していますか

調査した小中学生全体において、「学校図書館で借りる」と回答した割合が高くなっています。「市立図書館で借りる」という回答の割合が、前回調査時より20%程度低くなっています。また、「家族に買ってもらう」という回答の割合は、前回調査時に比べて、小学校低学年は10%程度低く、小学校高学年・中学生においては20%程度低くなっています。今回調査より「電子書籍を購入またはレンタルする」という選択項目を追加したところ、中学生の回答割合が10%程度ありました。

本を読まない理由は何ですか

「ほとんど本を読まない」と回答した小学校高学年・中学生のうち、その理由を「本が好きではないから」と回答した割合が前回調査時より 11.7%高くなっています。また、「パソコンやゲームをするから」が 13.1%高くなっています。

市の図書館に行きますか

「ほとんど行かない」「行ったことがない」と回答した割合は、小学校低学年は 46.5%、小学校高学年・中学生は 55.6%となり、前回調査時より 10%以上高くなっています。

【調査結果から見えてきたもの】**① 就学前の子どもの保護者の読書に関する意識状況**

ア 読書は好きだが、図書館を利用しない保護者が増えている

読みたい本があるとき、また、読み聞かせの本を準備するとき、これまで図書館を利用していた保護者が、コロナ禍を経て、図書館を利用せずに購入する傾向が強くなっていることがわかります。図書館にしかない魅力を伝えるなど、保護者（大人）を惹きつける新たな方策を検討する必要があります。

イ 子どもの読書活動を盛んにするためには、保護者の関わりが重要である

読み聞かせが大切であることが、保護者も子どもも認識しており、多くの家庭で小さな子どもに読み聞かせが行われていることが調査よりわかりました。しかし、その経験だけでは子どもが本を好きになり、本を読む習慣がつくことにはつながってはいないため、保護者自身が読書をすること、家庭で「読書の時間」をつくり保護者と一緒に読書をする必要があります。

② 小中学生の読書に関する意識状況

ア 小中学生への読書に対する啓発広報活動が必要である

小中学生で読書が「好き」「まあまあ好き」と回答した割合が前回調査時より減少、さらに「きらい」と回答した割合が前回調査時より増加しています。また、本を読まない理由として、「本が好きではない」と回答した割合が前回調査時より増加していること、読書の利点は何かという問いに、学習への効果を期待する回答は増えているが、純粋に「楽しい」と回答している割合が前回調査時より大きく減少しています。改めて読書への興味関心、楽しさを伝える必要があります。

イ 気軽に本にふれることができる環境をつくる必要がある

学習指導要領の位置づけもあり、学校図書館の活用が活発になっています。今より本が好きになるために、「学校図書館にもっとたくさんの本を置いてもらう」

と回答した小学校低学年の割合が前回調査時より 12.6%も増加、また、「良い本を教えてもらおう」と回答した割合も小中学生全体で増加していることから、学校においては今後も計画的に購入を進めながら、市立図書館と連携してさらなる蔵書環境の整備、良書の紹介など積極的に行い、学校において気軽に本にふれる機会をつくる必要があります。

ウ 「また行きたくなる図書館」をつくる必要がある

小さい頃に市立図書館に連れて行ってもらったことがあるにもかかわらず、コロナ禍の影響もあり、現在はあまり利用していない傾向が顕著です。「読みたい本がない」と回答した割合も多く、子どもたちのリクエストを踏まえた購入を取り入れてみる、また、読書だけでなく学習活動での利用や図書館事業への参加など、まずは図書館への来館を積極的に促す必要があると考えます。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目標及び指標と基本方針

■ 目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかっ子～

子どもがいつでも・どこでも、読書を楽しむことができ、自主的に読書活動を行うことができるように家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、図書館が一体となり、それぞれの発達の段階や個性に応じた子ども読書に係る施策の推進を図り、「いつでも・どこでも本に出会えるまち」を目指します。

■ 指標

上記の目標達成に向けて、次の指標を設定します。

○「本を読むことは好きですか」の問いに「好き」と回答した児童生徒の割合

	平成 26 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
小学 2 年生	58. 6%	59. 5%	<u>60. 4%</u>
小学 5 年生・ 中学 2 年生	46. 9%	39. 4%	<u>43. 1%</u>

○「あなたは 1 カ月に何冊本を読みますか」の問いに「読まない」と回答した児童生徒の割合（不読率）

	平成 26 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
小学 2 年生	5. 6%	9. 7%	<u>7. 6%</u>
小学 5 年生・ 中学 2 年生	7. 1%	23. 5%	<u>15. 3%</u>

■ 基本方針

1 家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもたちが読書に親しめるきっかけを作るために、また、読書の楽しみが得られるよう、家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館の様々な場面で読書活動の推進に努めます。

2 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

子どもと本の出会いを支えるために、市立図書館と学校図書館をはじめ関係団体との連携・協力の促進に努め、子どもたちが読書習慣を身につけることができる環境づくりに努めます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子ども読書活動に対する理解と関心を深め、家読を中心に読書活動を推進していくために、様々な機会を活用して啓発広報活動に努めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」に基づく、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月）」及び福岡県の「第 4 次福岡県子ども読書推進計画（令和 5 年 12 月）」を基本とし策定するもので、今後の宮若市における子どもの読書活動を推進していくための方向性と施策を示すものです。

(3) 計画の期間

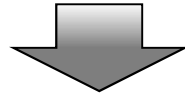
この計画の期間については、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行っていきます。

(4) 計画の取組と全体像

以下に計画の取組と全体像を示します。

○計画の目標

～いつでも・どこでも本に出会えるみやわかっ子～



○基本方針

① 家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

② 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及



○主な事業

【家庭・地域】

1. ブックスタート事業
2. 家読（うちどく）の推進

【学校】

1. 読書活動の機会の充実
2. 学校間や市立図書館との連携
3. 読書環境の整備

【保育所・幼稚園・認定こども園】

1. 絵本の読み聞かせ等の活動の推進
2. 絵本等の充実

【市立図書館】

1. 読書環境の充実
2. 事業の充実

1. 貸出文庫

2. 市立図書館司書の派遣
3. 市立図書館と学校図書館の連携
4. 児童生徒の図書館見学、職場体験の取組

1. 図書館新聞「てとて新聞」の発行

2. 広報紙やHP、SNS を活用した啓発
3. 家庭における「子ども読書の日」の推進

Ⅲ 推進のための取組

子どもを取り巻く読書に関する環境である家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館において、一人ひとりの発達段階や読書経験に留意して、切れ目なく子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割を把握し、以下の取組を行うとともに、市立図書館及び学校図書館等との連携・協力、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及を以下のとおり行っていきます。

(1) 家庭・地域、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、市立図書館における子どもの読書活動の推進

1) 家庭・地域

家庭や地域は、子どもにとって一番身近な社会で、心身の成長のうえでも基礎となる大切な場所です。幼い頃から身近なところに本があると、本にふれるきっかけとなります。保護者や読書ボランティアによる読み聞かせは、子どもに言葉に対する信頼感を育て、言葉を通じた人間関係形成能力の基礎を培い、また、本の楽しみを知るきっかけを与えることで、読書活動の基礎ともなり、豊かな感性や思いやりの心などを育むものです。

それぞれの発達段階において、子どもの読書活動の習慣化に積極的に努めていくために、身近なところで気軽に本に親しめる読書環境を整えていきます。

① ブックスタート事業

ブックスタートは、4か月健診のときに市立図書館と保健センターが連携して絵本の読み聞かせの説明を行い、絵本を手渡している事業です。絵本の読み聞かせは、絵本を通して親子のふれあいの時間を共有し、子どもの心を豊かに育むためにも効果的であることから、引き続き取り組みます。

② 家読（うちどく）の推進

子どもが読書習慣を身につけるには、家庭での読書環境が重要な要因の一つとなっています。「家読」は「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的にした読書運動です。本市立図書館における家読の推進支援として、利用者が「うちどくチャレンジカード」を作成、カードの枚数に応じて記念品を渡す取組を行っており、貸出数も年々増加しているため引き続き取組を進めます。

③ 家庭における「子ども読書の日」の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって定められた「子ども読書の日（4月23日）」を通じて、本とのふれあいを促し、積極的に読書活動を行う意欲を

高めるきっかけとなる啓発広報活動を行います。本自体への興味関心を持ってもらい、図書館へ足を運びたいイベントや取組を行います。

④ 読書ボランティアの活動支援

地域で読書ボランティアとして活動しているグループ等に対して読み聞かせの技術向上のための学習会等を開催します。また、各種研修会等の情報提供を行います。

2) 学校

学校は、学校図書館法及び学習指導要領において読書活動の位置付けがあり、読書センター及び学習・情報センターとして学校図書館を計画的に利用・活用し、児童・生徒の主体的、意欲的な読書活動を推進していく必要があります。

① 読書活動の機会の充実

各学校においては、朝の時間などに行う読書や保護者・地域ボランティアの協力を得て行う読み聞かせや図書委員会活動のサポート、また、教職員を対象とした読書活動推進のための研修会への参加など、読書活動の機会の充実に取り組みます。学校司書が中心となってブックトーク^(※6)などの事業の充実に努めるとともに、適切な選書、配架を工夫するなど、学校図書館活用を促進していきます。

② 学校間や市立図書館との連携

市内小中学校における学校図書館の整備や運営に格差が生じることのないよう学校間で連携を図ります。また、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた一助とするため、調べ学習や授業に役立つ本のセットを貸し出すブックパックや貸出文庫の利用を推進するなど、市立図書館が学校図書館を積極的にサポートすることで学校の図書資料充実に取り組みます。

③ 読書環境の整備

学校図書館における資料の収集、整理、適宜入れ替えを行いながら蔵書整備に努め、校内に読書スペースを設置するなど、子どもの身近な場所に本のある環境作りに努めます。また、特性や状態に応じた適切な図書の選定や工夫を取り入れながら、障がいのある子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

児童生徒に1人1台タブレット端末が配置され、学校生活においてICTの活用が進展しています。デジタル環境における読書活動についても、今後、調査研究の必要があり、そのうえで、子どもの読書の重要性、家庭での取り組み方などを、保護者に働きかけていきます。

3) 保育所・幼稚園・認定こども園

絵本などにふれあうことは、絵本の楽しさを知り、その後の読書活動をすすめるために大切な役割を担っています。また、保育所・幼稚園・認定こども園での読み聞かせを中心とした体験が家庭での読書活動につながっていくことが期待されます。

① 絵本の読み聞かせ等の活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園では、保育士や教諭により読み聞かせを行うことで絵本などに親しむ活動を積極的に行うとともに、読書ボランティアなどの地域人材を活用した読み聞かせ等の活動の継続にも努めます。

② 絵本等の充実

子どもたちが本と出会うためには、保育所・幼稚園・認定こども園の絵本や視聴覚教材の充実を図ることが大切です。保育所・幼稚園・認定こども園では絵本に親しむ活動や市立図書館の団体貸出の利用などを行い、子どもが読書に親しめる環境づくりの充実に努めます。

4) 市立図書館

① 読書環境の充実

子どもの図書館利用を促進するために、図書館内の「くつろぎの輪」などに企画展示を行ったり、児童書だけでなくさまざまなジャンルの本にふれてもらう工夫や仕組みをつくります。また、ふるさと納税を利用した児童書の購入など、資料の充実に努め、障がいのある子どもにも利用しやすいサービスの拡充に努めます。

学校におけるICT活用が加速度的に進展していくなかで、デジタル環境における読書活動のありかたや電子書籍の整備について、調査研究を検討します。

② 事業の充実

子どもたちに本と出会える機会を作るため、図書館司書や読み聞かせボランティアによる、趣向を凝らした各種おはなし会を引き続き行うとともに、読書講演会や本への興味関心を促すための体験講座の実施など、読書活動の機会の充実に取り組みます。

その他、図書館に関心を持ってもらうため、ブックリサイクルや「リコリス子どもまつり」と連携した図書館イベントや図書館と併設するエントランスを活用したコンサートなどを開催し図書館への来館を促します。

③ 子どもの読書活動への支援

子どもや保護者に本の紹介やレファレンスサービスを行うことで、子どもの読書

活動を支援します。「図書館を使った調べる学習コンクール」の実施など、学校図書館や市立図書館の活用を促すための取組を行います。また、市内の公共施設等において自由に借りたり、返したりできる本棚を設置する「本旅」事業を継続し、本を身近に手にする機会を増やします。

④ 司書の研修

子どもの読書活動を推進する上で、図書館資料の選書や収集、レファレンスサービス、おはなし会などイベントの企画立案などさまざまな取組を行っていますが、さらなる資質向上のため、研修会等への参加により専門知識や技術の習得に努めます。

(2) 市立図書館及び学校図書館等との連携・協力

市立図書館の図書の貸出により、学校図書館の図書資料を補います。また、図書館司書を学校等に派遣してブックトークや読み聞かせの実施等、学校司書と連携を図り学校図書館等の運営の充実に努めます。

① 貸出文庫

学校の要望に応じて市立図書館司書が児童向けに選書した図書を、市内小学校に貸出します。

② 市立図書館司書の派遣

読書活動に興味を持つように、市立図書館の司書を学校等の求めに応じて派遣します。

③ 市立図書館と学校図書館の連携

市立図書館の司書が、学校図書館における本の配置や展示方法などを支援します。また、市内中学校の学校図書館でも市立図書館で予約した図書資料の受取ができる図書館便の実施や、読書意欲を喚起し調べ学習を促進するため、学校図書館を支援する活用を促すための取組を行います。

④ 児童生徒の市立図書館見学、職場体験の取組

教育課程における小学生の市立図書館の見学や中学生・高校生の図書館職場体験学習を通じて、図書館の活用や読書活動について啓発していきます。

(3) 子ども読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性などの関心を高めることが重要です。さまざまな機会を通して保護者や子どもに対して啓発広報

活動、情報提供を行い、周知に努めます。

① 図書館新聞「てとて新聞」の発行

図書館への理解を深め現在の情報を地域の方々に知ってもらうために、図書館の情報を発信するとともに、読み聞かせ等のイベント情報の掲載や図書館司書によるおすすめの本の紹介記事を掲載した図書館新聞「てとて新聞」を毎月発行しています。

② 広報紙「宮若生活」やホームページ、SNSを活用した啓発

毎月発売される新刊の中から市立図書館の司書が選書した本の紹介や市立図書館のイベント情報を掲載し、広く周知します。また、ホームページの図書館システム機能を活用した本の貸出や記録など、利便性の充実に努めます。

③ 家庭における「子ども読書の日」の推進（再掲）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって定められた「子ども読書の日（4月23日）」を通じて、本とのふれあいを促し、積極的に読書活動を行う意欲を高めるきっかけとなる啓発広報活動を行っています。

④ POPの募集及び展示

読書の楽しさを伝え合うことで自分と友人との考え方の違いを体感し、読書への興味を喚起するために、中学生を対象に、自身のおすすめの本を紹介するPOP広告を募集します。作品は表彰し、市立図書館のエントランス等に展示を行います。

⑤ 小学生読書リーダー養成講座

小学生が、学校や地域、家族に読書の楽しさを伝える「読書リーダー」として活躍し、読書活動の推進を図るため、小学生読書リーダー養成講座を実施します。

⑥ 調べる学習コンクール

図書館活用と生涯学習推進の観点から、市内小中学生を対象に、身近な疑問や興味があることなどを自身の体験や図書館を使って情報収集したものをまとめた作品を募集・審査し、優秀作品の表彰・展示を行うことで読書活動を推進します。

【用語解説】

- (※1) **GIGA スクール構想**：全国の児童生徒に1人1台のコンピューターと高速ネットワークを整備することで教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す文部科学省の取組。Global and Innovation Gateway for All の略。
- (※2) **ICT**：「情報通信技術」と訳され、通信技術を活用して人と人とがつながる技術や、その活用方法を指す。Information and Communication Technology の略。
- (※3) **読書ボランティア**：子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。
- (※4) **ヤングアダルト**：主に10代の読者あるいは利用者を児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。YA と略することが多い。
- (※5) **レファレンスサービス**：図書の所蔵の有無をはじめ必要な資料情報を案内するサービス。
- (※6) **ブックトーク**：ひとつのテーマにそって数冊の本を紹介し、本や読書に興味をわくように本を紹介するもの。

【資料 1】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料 2】

宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定による宮若市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関し必要な事項を協議するため、宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定に関する事項について必要な協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから宮若市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市立小学校及び中学校代表
- (2) 市立幼稚園及び保育所代表
- (3) 読書活動団体関係者
- (4) 宮若市図書館協議会代表
- (5) 宮若市社会教育委員代表
- (6) 関係行政職員
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条第1号から第6号までの規定による選出委員で当該各号に定める者でなくなったときは、委員の任を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、推進計画の策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日教委告示第7号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

【資料3】

宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会

所 属	氏 名	備 考
福岡県立図書館ふくおか資料室	瀬尾 直美	副委員長
図書館協議会委員	古野 千枝子	
宮若市立宮若西小学校	海老 佳史	委員長
宮若市立宮若西小学校	那須 貴大	
宮若市立若宮幼稚園	佐野 陽子	
図書館よみきかせボランティア	一丸 一葉	
社会教育委員	毛利 幸子	
宮若市子育て福祉課	武谷 伸治	
公募による市民	平井 啓子	